

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

出雲崎町

1 促進計画の区域

別紙図面に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 出雲崎町全域

(1) 現況

出雲崎町は、新潟県のほぼ中央に位置し、北部、東部及び南部は長岡市に、西部は柏崎市に接しており、8.9 kmに及ぶ海岸線を有し、佐渡と相對している。

農用地については、町の中央部に2級河川島崎川が南北に流れ、枝状に伸びる支流に沿って帯状に耕地が存在し、一部を除き、小規模農地が点在している状況である。

また、小山脈の山あいの農地は傾斜地が存在するなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。さらに、町内全域で慣行栽培に比べ化学肥料及び節減対象農薬を5割以上減らした特別栽培米の生産を実施し、環境に配慮した農業の生産方式、生物多様性の保全を全面的に推進している。

しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、出雲崎町では、法第3条第3項第1号及び、第2号、第3号に掲げる事業を推進するとともに、これらの事業を併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法の指定：出雲崎町の一部

過疎法の指定：出雲崎町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 新潟県知事が地域の実態に応じて指定する対象農用地

2 集落協定の共通事項

(1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の中心となる経営体として出雲崎町水田農業ビジョンに位置づけられた担い手リストに記載された者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付金交付対象とする。

交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を町長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。